

平成25年度 決算特別委員会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成25年9月13日

2. 招集の場所 熊野町役場 4階 第1委員会室

~~~~~  
3. 出席議員(16名)

|            |             |
|------------|-------------|
| 委員長 渡 紘 八  | 副委員長 民法 正 則 |
| 委員 沖 田 ゆかり | 委員 片 川 学    |
| 委員 時 光 良 造 | 委員 大瀬戸 宏 樹  |
| 委員 荒 瀧 穂 積 | 委員 山 吹 富 邦  |
| 委員 藤 本 哲 智 | 委員 山 野 千佳子  |
| 委員 久保隅 逸 郎 | 委員 中 原 裕 侑  |
| 委員 尺 田 公 造 | 委員 佛 圓 大 源  |
| 委員 南 田 秀 夫 | 委員 馬 上 勝 登  |

~~~~~  
4. 欠席議員(0名)

なし

~~~~~  
5. 事務局出席 事務局長 立 花 一 郎

~~~~~  
6. 説明員

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	立 花 隆 藏
教 育 長	林 保
総 務 部 長	内 田 充
民 生 部 長	清 代 政 文
建 設 部 長	森 本 昌 義
教 育 部 長	藤 森 孝 弘
総 務 部 参 事	石 井 節 夫

総務部次長	岩田秀次
民生部次長	光本一也
建設部次長	民法勝司
教育部次長	三村伸一
企画財政課長	宗條勲
商工観光課長	時光良弘
税務課長	貞永治夫
福祉課長	加島朋代
住民課長	西村隆雄
健康課長	隼田雅治
生活環境課長	沖田浩
都市整備課長	横山大治
開発指導課長	林武史
下水道課長	中井雅晴
水道課長	曾根和典
学校教育課長	富田谷敬子
会計課長	中村憲治

7. 協議事項

付託された「認定第1号 平成24年度熊野町各会計歳入歳出決算認定」、「認定第2号「平成24年度熊野町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定」について

8. 内容

(開会 13時30分)

委員長(渡) それでは、先日に引き続き委員会を開催いたします。

書類の閲覧が終わりましたので、各部門ごとに質疑を行います。

なお、質疑は各部門における会計ごとに行いたいと思います。

まず、総務部門について質疑を行います。質疑はございませんか。

時光委員。

3番(時光) 細かいところもいろいろ見させてもらったんですが、大まかところでちょっとわからない。座ったままでいいんですか。いいですか。総務ですよ。いいですか。座ったままでいいですか。

委員長(渡) はい。

3番(時光) いろいろ見させてもらったんですが、大まかなところでちょっと御質問があります。

収入未済額、または不納欠損額についてでございます。一般会計においては収入未済額が1億581万4,570円、不納欠損額が810万1,833円、国民健康保険に関しては収入未済額が1億644万3,412円、不納欠損額が1,686万1,162円、公共下水道に関しましては、収入未済額が1,377万8,578円、不納欠損額については140万4,740円、後期高齢者医療に関しては収入未済額が84万865円、介護保険に関しまして、収入未済額が1,100万6,837円、不納欠損額が198万2,261円、上水道に関しまして、収入未済額が6,504万7,500円、不納欠損額が115万6,195円と、ちょっと数字を一応拾ったんで間違いのないと思うんですが、トータルで収入未済額が3億293万1,762円、不納欠損額が2,950万6,191円と、非常に大きな数字だと思います。どういうことが原因でこういう数字が出るかということをごちゃと教えていただきたいんですが。

委員長(渡) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) 議員御指摘の収入未済額と不納欠損額ということに、このような数字になるかということでございますが、基本的に町税というものは町の貴重な財源であって、事業をする上で大切なものというふうに考えておりますし、公平・公正な課税をして町民のほうから信頼されているので納めていただいているというふうに思っております。ただ、実際に課税をした後というか、課税をされる側に立ちますと、収入等が急に変動して少なくなったり、払えなくなったというような、ほかにちょっと入り用があったというような形ですぐに払えないというような形のものが出てくると思います。

基本的にこちらのほうとしましては、納期限までに納められなければ督促状を出して

納付のほうを促し、督促状でもまだ納付がない、また相談もないということであれば、催告書という形で出します。

催告書にも反応がないというようなことになりましたと、財産調査予告を書類で送ります。その後、それに至ってもまだ納付も相談もないということであれば、差し押さえ予告、その後にまた最終警告というような形で行いますけども、実際に御本人様の財産調査をしても差し押さえするものがないというような場合とか、生活保護と似たような状況で生活が非常に困窮していると、そのような状況のときにはどうしても徴収を猶予せざるを得ないということになります。その場合は執行停止という方法が税法上考えられるわけですが、それが3年継続、そのような状況が3年継続しますと徴収権が消滅すると。

また、時効というものがございまして、5年たちますと時効で消滅すると。

あともう一つ、即時と、すぐに課税権を取り消すということもあるんですけども、その場合は亡くなった方の相続人がいないと、それで財産がない場合とか、会社が倒産いたしますがその前の債務が大き過ぎて、町税のほうにも配当が全然考えられないような場合については、どうしても徴収する見込みがないという形で不納欠損をするという場合がございます。そのような納税義務者側の非常に担税能力がないというような状況が、このような収入未済額と不納欠損額の額の集計ではないかというふうに考えております。

以上です。

~~~~~  
委員長（渡） 時光委員。

~~~~~  
3番（時光） さまざまな要因があると思うんですが、徴収に対する取り組みですよ。例えば、今言われたように督促状、その他出すということもあると思うんですが、例えば夜間を含め徴収、戸別訪問をされたりとか、あと基本的に納税者に金融機関の口座引き落としというのを促進をされたり、あと専門家ですね、未収金対策推進員とか弁護士の方々に動いてもらったりとか、そういうことは具体的にされてないんでしょうか。

~~~~~  
委員長（渡） 貞永税務課長。

~~~~~  
税務課長（貞永） まず1点目の夜間徴収と言われて、夜間に自宅を訪問して徴収する

ということなのですが、本町でも平成16年ぐらいまでは管理職が夜間訪問するというふうな形でやっておりました。しかし、結果として相手が不在という場合もありますし、徴収になかなか結びつかないという状況でございます。そのころは個別徴収というのが主流でございましたけども、現在やっているのは差し押さえを中心とした徴収方法という形でやっております。

夜間の徴収とか、昼間の徴収、訪問すれば接触できるということもあるんですけども、基本的には相手方の財産があるかないかを先に調査したほうが、折衝に当たっては有利になることもありますし、法律的な、職員が一旦自宅にお伺いしますと、30分、1時間はどうしてもかかるということもありまして、少人数でやる場合にはやはり戸別訪問をするよりも財産調査のほうをして、財産があるかないかというのをはっきり調べたほうが徴収のほうが効率的だというような考えで今はやっております。

2番目の口座振替のことなんですけども、基本的に口座振替については納期限までのものを対象としております。それ以後、納期の過ぎたものについては、納税者の方のほうから要望はあるんですけども、システムの非常に難しいという、納付とか充当とかあって、金額が確定しないので、金融機関に依頼をする上で金額が変化する場合がありますので、納期限後の口座振替というのは今のところ考えてはおりません。

3番目の専門家に徴収を依頼したらどうかということではございますけども、基本的に収納催促のアドバイザーとかというような県のほうの事業がありますけども、現在、うちのほうの収納状況から見ますと、その活用をしなくても大丈夫なような徴収率だと思いますので、今後徴収率が下がるような状況であれば、そういった専門家の方に依頼する方法も検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

委員長（渡） 時光委員。

3番（時光） あと職員の方に関してなんですが、徴収事務マニュアル等の作成とか、徴収担当者への研修、また不納欠損処分に至るまでの記録とか、そういうものがあるかということが一つと、強制徴収関係事案、差し押さえですかね、における基本的な金額というのは定めておられるんでしょうか。

委員長（渡） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） まず第1点目の徴収のマニュアル的なものがあるかということですが、基本的にはマニュアルという確たるものはございませんけども、先ほど申しました督促から差し押さえまでに至るフローチャートというような形で、職員が同じような行動がとれるような形のものを示しております、作成しております。

研修ということであれば、県のほうが毎年初任者と実務者を対象にした研修を開いております。それに参加させていただいております。

記録のほうですけども、これは今現在の差し押さえ等の記録につきましては、全部電子データということで、昔は紙で台帳で書きよったんですけども、今はもうパソコンを使って電子データでおさめて、担当職員が誰でも見れるような形で共有化を図っております。

差し押さえの基本金額につきましては、これは滞納者の金額によって違いがありますし、収納状況によっても違います。基本的には差し押さえをされて1回で全て完納になるということであれば全額ということもありますけども、そうではない場合はやはり分納をさせるのが一番こちらのほうが手間がかかりませんので、分納に応じられるような、まず向けるような形での、ちょっと小額でやってみて、どういう反応が出るかというような形で進めてまいっております。

以上です。

委員長（渡） 時光委員。

3番（時光） もう1点なんですけども、それぞれ所管の課が違うと思うんですが、所管課と事務局が共同して具体的な回収の取り組みを実施する強化月間とか、そういったものは定めておられるのでしょうか。

委員長（渡） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） 取り組みの強化月間というのは、いろんなところで各市町がいたしておると思います。本町、こちらの税務のほうなんですけども、特にそういったものを

設けて、その期間だけ特別に何かをするというような考えは今のところ持っておりません。通常に発生した滞納について、順次、粛々と対応していくということを考えておりますので、特定の期間だけでもって催告を一斉に発行したり、戸別訪問するとかというような形ではなくて、もう通年、年間を通して粛々とやっていくという基本姿勢であります。

以上です。

委員長（渡） 時光委員。

3番（時光） 日本国憲法第30条、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うということでございますので、この監査委員さんの意見書にも出ておりますけども、払う、払わんの不公平があっちゃいけませんので、収入未済額及び不納欠損額が少しでも減るように、職員の方の一層の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（渡） 山野委員。

10番（山野） 納付書もらったときにうっかりしてて、1年間に6月なりぱっと来て、1回目払って、2回目何月だったか忘れたなと思って、うっかりして期限を過ぎたときには納付書は使えない。全然覚えがないから、次何月、何月だと思ってて、ふっと2回目にもう一回納付書を出して、そしてああ、そうだ、払わないといけないんだといったら、その節符でコンビにでも払えますという、そのぐらいの、1回は免除して、納付書をもう一回送ってあげようというふうなことは、考えはどうかと思うんですが。

委員長（渡） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） 委員さん御提案の件でございますけども、そういった役割をするのが督促状ではないかというふうには思っております。督促状でそのまま払えと。督促状は節符がついておりますので、そのまま払えます。

以上でございます。

委員長（渡） 荒瀧委員。

5番（荒瀧） 済みません、人の質問に便乗して申しわけないですが、お話を聞きながら、けさのラジオで、オーストラリアのアボリジニが北海道に旅行に来られたらしいです。顔に入れ墨をされとったそうです。そしたらマニュアルどおり、北海道の温泉地は入浴拒否です。マニュアルを守ったものがええのか、非常に今ちょっと見方が偏っちゃいないかと。その人にとっては、それは何か一つのステータスらしいんですね。でも、受付の者からすりゃ、とおり一辺倒のマニュアルで、入れ墨が入ったらだめだと。そういう意味で、マニュアルというのは一つの目安でございます。状況、状況を見ながらやっぱり使いわける人格を育てないといけません。

それから、やはり担当部署というのは非常に一生懸命になれますが、そのために上司というか、管理職がおられるわけですね。管理職もそのあたりは逐次把握されながら、やはりその人の御事情をよくよく御理解されて、やっぱり大切な住民の方です。

県の緊急雇用対策というお金が随分出てますね。銀座のT A Uなんかを直すのも使われてらっしゃる。これ1人の住民をそういうふうにして殺していくよりも、助ける道に使うという方法もあるように思います。そのあたり、管理職はどういうふうに考えてらっしゃいますか。

委員長（渡） 内田部長。

総務部長（内田） マニュアルという形の中で、当然のことながら一定の基準を設けなければいけないと。その中で、それを準用して物事を進めることが、より確実な事務ができるというところではございますが、議員御指摘のとおり、個々の状況に応じてまた違うパターン、またマニュアルには一通りの基本的には複数の面からに対応する形のマニュアルをつくることもできようとは思いますが、なかなかマニュアルというのはやはり基本形ということになってきますので、いろんなパターンに応じてやっぱり対応しなきゃいけないと。そうした中では、その方のケースごとにやはり考えていきながら、いろんな面において判断をしていかなきゃいけないということで考えております。

委員長（渡） 荒瀧委員。

5番（荒瀧） ありがとうございます。そういう方向の中で、実は片川議員から御質問ありました教育の関係で、家庭支援というのがありますね。この中で、多分それなりの資格のある方というレベルで今、軸線で切っちゃると思うんですが、やっぱりそういうお金に困る方というのは今からどんどん地域はふえていきます。景気がよくなったというふうな方向、どんどんどんどん今マスコミを含めて日本中巻き上がっておりますが、決して熊野は全然ようないですね。マツダさん一部はいいですよ。熊野まで来る、そりゃ働いていらっしゃる方はええかもしれません。でも熊野の地場産業から見たら全然影響ないです。かえって悪いぐらいです。

そういう中で、その方らがちょっとでも働けるチャンス、これをぜひつくっていただいて、現金収入にされて、それを払っていただくという、こういう仕組みを今から地域に、ほんとバブルのなかった熊野ですよ。ほんと特殊という意味は申しわけないですが、極端な田舎じゃないです、中途半端な田舎なんです、ぜひみんなが働いて払える、働く場所も考えるというのも検討いただきたいと思います。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） ちょっと聞いてみるんじやが、いつも自分は監査委員の意見書を主に見よんだけど、最近、いわゆる経常収支比率の中に財政が硬直化してくるといふ。その上の段で大体70から80%の中でおさめるという。でも最近これを無視して93%から95%ぐらいの間を行き来しよるわけだよね。そしたらせつかく監査委員が調査して書いてくれたものを執行部は全部無視するのかね。

委員長（渡） 内田部長。

総務部長（内田） 議員御指摘のとおり、経常収支比率というのは私も公務員として健全な財政をやっていく上においては重要な数値として、その気持ちを持って臨まにゃいけないという形は思っております。ただ、今の状況の中で、これが一つの理由ではございませんが、今現在、国において交付税という形の中で、基本的に交付税のほうの交付がず

っと適正についといった状況から、現在、若干交付税のほう下がってきてるというのがございます。そのかわりに、市町のほうへ交付税のとりあえず国のほうの景気が悪いということも含んで、交付税のかわりに臨時財政対策債という形の中で、数年来よりそういった形のものを交付されまして、それに対する公債費が毎年出てきてるという状況もございます。

そういった形の中で、若干その部分も影響に入ってるんだろと思いますが、ただ、健全財政をやっていく上においては、数値というのは当然のことながらそれを健全な財政の数値に入れる状況の中で運用していかなければいけない。また、それを持っていくことを努力しなきゃいけないという形では考えております。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） 考えちよる、考えちよる言うたって、やって初めて前へ動くんだよね。ということは、いわゆる身の丈より大きい予算をつくり過ぎてるんじゃない。

もう一つは、いわゆる予算の積算が甘過ぎるんじゃないか。余りにも事業規模、空の事業規模をつくり過ぎて、あとを振り返ってみりゃ、何億もやあ繰越金だ、やあ不用額だ。それで余っちゃりゃ、2分の1を今度は財調に回すとかね。そういう悪さばかりしてるじゃないの。その結果がいわゆる経常収支比率を90以上に自分らが持って行って、あとは裏では貯金をためたと。それは表の顔は国やら県の補助金をとっていくのに、そういうことを悪さをして、そして中の顔は、町民には銭がない、銭がないと、金がないと言うてね、住民サービスをおろそかにする。ここに問題があるんじゃないのかね。ここに解決するだけの知恵を持ってほしいのよ。その点、どう思う。

委員長（渡） 副町長。

副町長（立花） 予算を組む上においては、予算は1年間を見通した見積もりということになってます。その見積もりをする上である程度精査しながら見積もりはしておるんですが、例えば工事みたいなもので、工事をするためにはまず予算がなければできません。その予算というものは設計なり、それから直接工事費なり、間接工事費なり、いろいろございますが、これは入札にします、入札に付するということは、予定価格を設け

て、それより下でから、例えば1,000万円の見積もりで予算を組んだときに、実質的に800万円になるというようなことは、これは当然起こってきます。それを補正とか不用額で落とすとかというようなやり方をやってます。

それから、民生に関しても、これはどれだけ病院にかかれるかとかいうようなことも予測できません。だからある程度大きな数字でいってます。結果的にそれだけ福祉費が要らなかったということで、余剰金として繰り越しで上がってくるというようなことでございますので、特段、見積もりがそんなに甘いとかいうふうには考えておりません。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） じゃあ工事の場合ならわかる。でも、じゃあ教育費の中の不用額を見たかね。去年もことしも5,200万円を超えてるんだよ。工事は関係ないだろう、これ。5,200万円超えてるだろう。

委員長（渡） 内田部長。

総務部長（内田） 教育委員会の予算につきましては、議員御指摘とおり、5,200万円を超える不用額という形の取り扱いになってます。ただし、この中には実は23年度からの繰越明許費が3,600万円ほど入っております。この費用につきましてはまた入札を起こしていきながら、この費用はもう減額ができない費用ということがございまして、前の年からの繰り越し分については減額できないという形の中で、不用額がそのままの状態になったというのもございます。

また、あと全体的な話でございますが、現在町のほうが実際に事業の本数ですね、約200事業程度、事業数を持っております。その事業数の中には費目ごとに分けて予算を組まなきゃいけないということで、大体通常、節の段階でその事業の中で10項目ぐらいたまた予算を分けて組まなきゃいけないという形もございまして、そういった形の中に若干の予算の完全にゼロにし切れない、また実際に予算がなければ執行できないという形もございまして、そうした事業が多い形の中で、その中に、今の財政的には3月において事業が精査できるものについては精査をして、予算のほうを不用額はその会計年度で落とすような形でということとさせてるわけなんですけど、その額につきまし

ても10万円を一つの区切りとしてちょっと考えていこうということでやっている関係もございまして、不用額がちょっと多く出てるような状況もございます。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） 何を言うかわからんのじゃ、はっきり言うて。言えることは、部長査定、副町長査定、町長査定の中に行くまでに、あんたしらがどれだけ精査したものを上げてくるのか。ああじゃこうじゃ言うてね、落とせんもんがあるわ、余るものもあると言うけども、実際に落としたらこんなばかな数字はないぞ、はっきり言うて、恐らく。それでこの事業自体も、じゃあ教育委員会が全部把握しちよるか言うたら把握してないと思うよ、正直言うて。

そりゃ、この間も説明のときに、予算説明のときに、うちどくの読本の帰ってくるのが19%と部長言ったよ、あのときに。うちどくの読んだ日記か何かわからないけども、それは文教委員会でも言ったんだよ。でもじゃあそれを誰が確認してフォローしているんだ。言ったときには何も言わないんだよ。学校の先生がするのか、教育委員会がするのか。

子供がどういう本を読んで、親子でどういう感想文を書いたかということまでしてないんだよ。ちょうどこの間の片川君の一般質問で、何を言うた。教育長やら、部長らは。全部子供に、忍耐がないとか、我慢しないとかいう言葉で、子供だけを批判したんだよ。自分らの教育委員会やら、現場の先生のこと一つも言ってないぞ。そこを言ってるんだよ。

だから、もっと事業ができる、本当にさせたい事業、そうでない事業を仕分けしなきゃいけないんだよ、あんたしらが。それをしてないがゆえに、ああでもない、こうでもないいうふうなことしか、前に進まないじゃないか。だから、次の、来年度の予算をつくるときには、教育部門だけじゃなしに、全ての事業の仕分けを本気でやってもらいたい。

委員長（渡） ほかにございませんか。いいですか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（渡） ないようでしたら、次の総括質疑について、執行部の入れかえがありま

すので、しばらくお待ちください。

続きまして、民生部門についての質疑を行います。

まず、一般会計について質疑はございませんか。

沖田委員。

~~~~~

1番（沖田） 済みません、56ページの生活保護返還金なんですけども、収入未済額が112万4,193円とあるんですが、これは欠損になる可能性があるのでしょうか。

~~~~~

委員長（渡） 光本民生部次長。

~~~~~

民生部次長（光本） 生活保護につきましては、税と違いまして、基本的には不納欠損にするつもりはございません。

~~~~~

委員長（渡） 沖田委員。

~~~~~

1番（沖田） この112万4,193円の詳しい内容を教えていただきたいんですけど。

~~~~~

委員長（渡） 光本民生部次長。

~~~~~

民生部次長（光本） この内訳でございますが、まず人数ですが、12人の構成の額でございます。実はその内容なんですけども、いわゆる生活保護の返還金が生じる場合につきましては、他を優先、他制度の優先というのが大前提でございますので、例えば生活保護の方で申請時に障害年金等が手続をすれば得られる方というのがやはりおられます。そういった障害年金であるとか、例えば民間の医療保険、手続すれば返ってくる方もおられるので、そういった方が12名のうち10名おられます。それと、いわゆる収入を得ていたのに役場のほうへ申告しなかったということ、あと課税調査等で年に1回は必ず課税調査をしますので、そういった課税調査等で見つかったものが2名おられるものでございます。

以上です。

委員長（渡） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（渡） 続いて、国民健康保険事業特別会計について、質疑ありませんか。国民健康保険事業特別会計の御質問はございませんか。

尺田委員。

13番（尺田） 不思議な現象があると思うのが、国保も介護も割とたまってるんだよね。けども不思議に後期高齢者の医療保険の何は少ないんだね。これは何だと思う。

委員長（渡） 清代民生部長。

民生部長（清代） まず国民健康保険の決算の剰余金でございますが、現在、熊野町の人口構成が65歳から75歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者の比率で、前期高齢者のほうが比率が非常に高うございます。国保につきましては、退職された方が国保に加入されるということで、保険者の対象も前期高齢者となります。その前期高齢者の方が多い場合に、国のほうから前期高齢者交付金というものが入ってくるんですが、この金額が予想以上に入ってきております。

医療給付費についてですが、やはり年齢を重ねるほど医療費がかかってまいります。国保の場合75歳を超えると後期高齢のほうに保険が移られるということで、給付費がほぼ現在ピークの状況になっております。そうしたことから、歳入のほうがちょっと多いということで、これは今前期高齢者の割合が変わってくればまた変わると思うんですが、今年度については特にそういう状況でございました。

それと、介護保険につきましては、一応3年間介護保険計画をつくったわけですが、現在、執行率が92%ぐらいということで、思ったほど給付が伸びてないという状況でございます。そういったことから剰余金が出ております。

それと、介護保険につきましては3年間の計画ということで、1年目はどうしても剰余金が出る傾向にあって、3年目でそれを繰り入れてというようなことがこれまでもございました。

それから、後期高齢者についてですが、これにつきましては余剰金については基本的に給付費の12分の1を市町が負担するというので、ある程度金額は広域連合のほうから金額が示されたものがまいります。そういったことから余剰金が余り出てないという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

委員長（渡） 尺田委員。

~~~~~

13番（尺田） じゃあ、今介護保険のことで話が出たから思い立って言うんだけど、今度は介護保険を各市町に、いわゆる要支援とかの段階の人を市町がお世話をするという構想か、話が出ているよね。そのときに、じゃあ熊野町はどういう対応を将来的な展望を持ってやっていくのか、やってるのか。もしこれをしていないと、恐らく財政規模の大きいところと、財政規模の小さいところは、サービスに格差が出てくると思うのね、間違いなしに。それをどういうぐあいに、小さけりゃ小さいなりに行政サービスをしていくのかということが、今頭の中にどういう思いがあるのか。

~~~~~

委員長（渡） 清代部長。

~~~~~

民生部長（清代） 議員御指摘のように、今介護保険において、要支援者については市町の事業に移そうかという議論がされております。現在、要支援1、2の方についてのサービスについては、町の包括支援センターのほうでマネジメントをしております。それで通所のサービスとか、そういう形になっております。

要支援の方につきましては、介護予防給付ということで、予防を中心にとということで今度市町に移そうという議論でございますが、到底今の方の要支援の方の人数、市町の事業で全部賄えるとは思っておりません、直営の事業で。どうしても委託なり、現在通所されている方のサービス等も維持しながら、適正なマネジメントをすることで業務委託ということも考えていかなければならないというふうに考えております。

~~~~~

委員長（渡） 尺田委員。

~~~~~

13番(尺田) じゃあそれにもう一つつけ加えて、広域でやる、消防組合みたいにね、組合でやるという方法も考えてもいいんじゃないかと思うね。その点どう思う。

委員長(渡) 清代部長。

民生部長(清代) 広域での取り組みということでございますが、今の委託と申しましたのがそれぞれの現在のデイサービスとか、そういうところを想定しております。これらについては市町の事業所というんでなくて、県の認可の事業所ということで、近くにあるところ、町内の事業所、熊野町の場合、介護保険の利用サービスについては、ある程度利用しやすい状況にあるんじゃないかというふうに考えておりますので、そこらを念頭に考えております。

以上でございます。

委員長(渡) 荒瀧委員。

5番(荒瀧) 済みません、いろいろ御意見を聞きながら今考えたところでございますが、医療費というのがありますね。お医者さんにお金を払わにゃいけん費用ですね。最近TPPという問題も合意になりましたり、アメリカからも年次要望書というのがどんどん表に出てきております。看護師さんももう医療行為ができるような流れに出よります。建築士も独占的な資格ではなくなる。今回の体育館なんかの改修も建築士でなくてもできるようなものであろうと思いますけども、薬剤師さんなんかも専用の資格というのがどんどんどんどん小さくなっていく。その中で、いかに医療費を下げてくるかと。お医者さんの今独壇場なんです。独裁権限なんです。このあたりを押さえない限りはこの国民健康保険もどんどんどんどんふえるばかりだろうと思うんですが、町のほうの御意見はいかがでございますか。

委員長(渡) 清代部長。

民生部長(清代) 医療費を下げる取り組みということでございますが、医療費基本的には国によります診療報酬、それから医薬剤の単価で決まっております。医療も高度化

しており、被保険者の数は熊野町においては減少済みではございますが、医療費は横ばい、微増という状況でございます。

一つの下げるということで今ジェネリック医薬品について広報して、できればジェネリックを使ってくださいということですが、町内のお医者さん等にはジェネリックは置かないと言われる、余り置いてないと、種類が非常にたくさんありますので、余り置いてないというところもあるように聞いております。できるだけそういったものであるとか、疾病予防のほうに力を入れて、できるだけそういった取り組みをしていきたいとは考えております。

以上でございます。

委員長（渡） 荒瀧委員。

5番（荒瀧） 非常に難しいジャンルの御質問なんで申しわけないんですが、ただ、団地の中の今いろいろなミットの改築も考えてらっしゃいます。今からお医者さんもいろいろな考え方の人が出てくるだろうと思うんですね。ただ、開業するのに資本がないというお医者さんも出てこられると思うんです。町内を見ますと高齢化で跡継ぎがないというお医者さんもだんだん見受けられつつあります。後継者がいらっしゃらない。いう中で言えば、やはりたががだんだん外れてきたというんですね。独占企業はなくなるという。

そういう意味で、そういう団地をつくる場合は高齢者が住んで、おりたらそういう安い診療が受けられる。ほんと幸せに熊野で死んでいけるという視点も持って、やっぱり10年計画ぐらいで見据えて進めていきませんかといけない時代に入ったなと思いますので、よろしく願いいたします、御検討。

委員長（渡） いいですか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（渡） 続いて、後期高齢者医療特別会計に移りたいと思いますけど、どうでしょうか。

大瀬戸委員。

6番（大瀬戸） 後期高齢者の決算額といいたいしょうか、それが23年と24年で2割までは行かないにしても、かなりの額で上がっています。これは単純に後期高齢者がふえたというふうに解釈していいのかどうかというのはどうですか。

委員長（渡） 西村住民課長。

住民課長（西村） 議員おっしゃるように被保険者の数が増加したものと見込んでおります。昨年より211人もふえている状況がございます。

以上でございます。

委員長（渡） 大瀬戸委員。

6番（大瀬戸） 急速な高齢化というのは熊野に限ったことではありません。今団塊の世代の方々が予備軍としております。もうちょっとすりゃ大量な後期高齢者が熊野もちろん、どんどんふえます。

そこで、にもかかわらず今は国の状況から考えますと、交付税は下げられる傾向にあると思います。そして、社会保障の改革も進まないでしょう。そうした中で、熊野町が町の出費が12分の1は出さなければならないということは現実としてあるということになると、必ずこれは町財政に大きなダメージを与えるのが、もう既に10年も先には来るのはもう見えております。これを踏まえて、どのような対策を今から練るのかというところを聞きたいと思います。

委員長（渡） 清代部長。

民生部長（清代） 議員御指摘のとおり、後期高齢者医療については12分の1、これが市町の負担ということで現制度では決められております。医療にかからない、重篤化する前に治療に入るといようなことも必要だと思います。後期高齢者医療に移られる方はほとんど9割以上国民健康保険の被保険者だというふうに考えております。そういった意味で国民健康保険の中でもですが、若い時期から疾病予防等の事業をやはりこれから充実していく必要があるというふうに考えております。

委員長（渡） 大瀬戸委員。

6番（大瀬戸） ちょっとよくわからなかったんですけども、この後期高齢者に限りませんが、要するに高齢化の問題というのはせっぱ詰まってくると。

そこで今みたいに後期高齢者だけをとっても出費がふえるのは目に見えているところへ持って行って、ほかのこともあるというときに、町全体の七十何億という予算の中のどれかを削らなければ、こっちに宛てがうということをするためにはどれかを削る必要が出てくると思うんですよ。そういったときの優先順位とかは準備されているのかどうかということです。

委員長（渡） 内田部長。

総務部長（内田） 後期高齢者医療に伴って町の持ち分という形で12分の1を出さなければいけないと、これは義務的な経費ということで出さなければいけないというふうになってきます。その中で一般会計の予算をどこを削るのかという形の問題につきましても、どこをという形というのがちょっと難しい問題だろうと思っております。全体的にやはりそちらのほうの義務的経費の中へ何ぼ充当していかなきゃいけないかという状況の中に、全体経費を見ながら、例えば道路事業、福祉事業、総務事業、いろんなところからそれぞれ捻出をしていかざるを得ない形になるんじゃないかならうかと思っておりますけど、どこがどうなるかという形はちょっと難しい問題だろうと思っております。

委員長（渡） 大瀬戸委員。

6番（大瀬戸） ということは、行き当たりばったりで行くつもりですか。ではないはずなんです。やっぱり計画を立ててやらなきゃならない大事な問題だと思うんですね。だから準備をするというか、確かな財源とそれから優先順位を明確にする必要があるのではないかと思うんです。確実にふえるものと、それからある程度努力で抑えられるものとあると思うんですよ。そのあたりの整理をしていかないと、この高齢化対策というのは、よそもそうだから、全国的にそうだからというわけにはいかない問題だと思いま

す。熊野は特に高齢化になるスピードはよそより早いと思います。ですから、それはもう来ます。

それと、先ほど言うたように、地方交付税は確実に下げられますから、特にきつくなると思います。そういう場合とそれを加味して準備はしておいていただきたいと思います。

以上です。

委員長（渡） 町長。

町長（三村） 行き当たりばったりでやってるわけではございません。後期高齢者に限らず、社会保障費、今一般会計でも4割が社会保障費です。特別会計を含めると、全部で町の予算は150億ですが、特別会計、国保、介護、後期高齢、そして一般会計を足すと、恐らく6割、7割という予算になっております。高齢化が進む中で、現在の町の財政そのものは基金がまだ極端に減ったわけではなく、横ばいの状態でございます。そういったこともございます。

それから、消費税の動向もございます。消費税が5%上がった段階で、地方消費税がどのくらい回ってくるのか、これは確実にふえるということを言われております。地方交付税が横ばいです。若干減っても、今のところ地方消費税増加分で補えるという予測もあります。あくまでも予測ですが、そういったことを踏まえながら、行き当たりばったりにならないようにやってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

委員長（渡） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（渡） 続きまして、介護保険特別会計について質疑はございませんか。いいですか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（渡） ないようですので、次の総括質疑について、執行部の入れかえがあります。しばらくお待ちください。

続きまして、建設部門についての質疑を行います。

まず一般会計について質疑はございませんか。

尺田委員。

13番(尺田) ちよつとつかぬことを聞くんじゃが、部長、ため池、農道のいわゆる  
分担金か、あれ多分22年の計上になってるんだ、記載にね。それはどこに出てるのか。  
いわゆる収入未済金の何があったんじゃないかなと思うんだけど、ため池、農道の分  
担金か負担金か、それはどこに出てる。

委員長(渡) 指名の後に発言をお願いいたします。

森本部長。

建設部長(森本) 1件、新宮地区の農道において、負担金が払われないということが  
ございます。農道の負担金4メートル未満ということで2割ということでございますが、  
申請書を出していただいて、これによって工事を行い、申請書の裏には負担金を払いま  
すということもちゃんとお書きいただいたんで、工事を行った結果、本人さんが家を競  
売に掛けられてどこへ行ったかわからんようになったという事例で1件、9万300円、  
これが残っております。

以上でございます。

委員長(渡) 尺田委員。

13番(尺田) これはいつの事案なの、発生したのは。

委員長(渡) 森本部長。

建設部長(森本) 平成22年度でございます。

委員長(渡) 尺田委員。

13番(尺田) 22年度でもうそりゃ未済金にするのか、そんなに早く。22年の工  
事が終わって、そしてすぐ未済金にするのは早いことはないか。

委員長（渡） 森本部長。

建設部長（森本） 未済金にはなっておりますが、請求のほうはさせていただいております、本人さんのほうにですね。一時期、全然住所がつかめなかったんですが、広島のほうで生活保護を受けておられるということで、またその後にお会いしまして、理由を話しまして、お支払くださいというお願いはしております。

以上でございます。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） 以前あったから、こういう事例がね。それで同じことをまた繰り返すのかなと思って。

委員長（渡） 森本部長。

建設部長（森本） そのつもりで負担金を必ずお支払いしますという誓約書をつけたんですが、大変申しわけございません、それも今となつては無効になっております。できる限り、そういうことを未然に防ぐためにそのようなものをつけたり、申請者の方と直接お会いしてお話しするようにしておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） 未済金がすぐ不納扱いに、・・・わかるかや。大概不納にするから、それを心配してるわけ。

委員長（渡） 森本部長。

建設部長（森本） うちといたしましても懇切丁寧にお話をして、できるだけ払っていただけるように、不納欠損をできるだけ少なくしたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（渡） ほかにございませんか。いいですか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（渡） 続きまして、公共下水道事業特別会計について、質疑ありませんか。公共下水道事業特別会計について、ございませんか。いいですか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（渡） 続きまして、上水道事業会計について、質疑ありませんか。

南田委員。

14番（佛圓） 上水道や、今。上水道のことを聞きたい。

15番（南田） 上水道はどこにあるん。上水道じゃなあ、教育部門はどこにある。

14番（佛圓） まだそこへ行っとらんのじゃけえ。

事務局長（立花） まだ今ここですから。ここの中に水道も入っておりますから。

15番（南田） これの一部の中へ。

委員長（渡） いいですか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（渡） どうでしょうか、暫時休憩を挟みますか。

再開は50分にいたしたいと思います。

（休憩 14時37分）

（再開 15時00分）

委員長（渡） 3時になりましたので、委員会を再開いたします。

続きまして、教育部門についての質疑を行います。質疑をお願いいたします。

佛圓委員。

14番(佛圓) プールのことなんですが、両中学校にプールがありますが、もうここ3年、4年ぐらい前から一切プールの使用というのがないように聞いておるんですね。ろ過機が故障しておるんで復旧するのに相当お金がかかるということで使われてないと。また中学校では余り学校でのプールというのが授業の中でもないしということなんですが、これ使わないんだったら、社会体育の立場から言わせてもらおうと、一般町民にこの夏なんか非常に暑かったんで、プールは使えないんですかという質問がかなりありました。そのようなプール、どちらかのプール一つをそのようにするというのも考えてはいかがかと思いますが、その場合、学校施設ということで駐車場やら、またプールの管理人の問題等がいろいろあるかとは思いますが、そこらはいかがなんでしょうか。

委員長(渡) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) プール、現在確かに授業で東中学校、熊野中学校ともに使っておりません。おおむね3年、4年ぐらい前まではどうも授業で使っていたんですが、先ほど佛圓委員が言われたようにろ過機の故障ということで、いずれの、特に熊野中学校のほうですけれども、プールを使用することが今できない状況です。

そして、中学校の授業ですけれども、体育の授業の中で水泳というのは必修です。ですから、基本的には必ずしなければならない。ただ、プールがない場合、または今のようないかなかの形で故障している場合には、実技をきちっと教える。要するに畳の上で泳ぐ練習をしたりというようなことをし、また人命救助やなんかのことについてもシミュレーションみたいな形で対応するというようなことで、やるのであれば水泳の授業を実際に泳がなくてもよいということがございます。そういうことがありまして、一つプールを使ってない。

もう1点は、実は授業そのものも小学校はプールを使わないということはありません。ということで、泳げるようになるように一生懸命学校でも取り組んでいるところです。ただ、中学校は実際には泳ぐようにというので小学校で鍛えてますので泳げるようになってることと、実際に授業時間数が4年ほど前を調べると年によって三、四時間というケース、7時間ぐらいというような非常に少ないということもございまして、そういう意味で必ずしも今耐震等でお金が大変かかっている時期でもあるし、プールの優先順位を少し下げたところで様子を見たいということで、授業をせずに使わずにおるという状

況です。

社会体育につきましては、そういう形で学校の施設を使うのがよいかどうかというのは非常に大きな議論になると思います。また、熊中のプールは恐らくそういう形にはちょっと使うのが、人が来られるのに大変不自由するような気がいたしますし、難しいのではなからうかと思えます。

それから、東中のプールはさらにもっと前からいろんな事情があって使われてないようですので、これについての修繕等についてはまた大分かかるだろうということもございいます。慎重な検討が必要ではなからうかと思えます。

以上でございます。

~~~~~  
委員長（渡） 佛圓委員。

~~~~~  
14番（佛圓） じゃあ、これもう永久的に使わないという方向であのままにしておくんですか。そのような考えだったら、いっそのこと壊して、地主に返したほうがいいんじゃないんですかね。そこらと、もう一つは、今さっき言った社会体育の立場で、これ今昨今、水中歩行というのが非常に多くて、熊野の町民の方も安芸区のスポーツセンター、焼山、黒瀬のプール等へ行っておられる方はかなりあるように聞いておりますけど、そのような方法でどちらかのプールをそれをするとかいうことも。ろ過機の故障ということなんですが、どれぐらい修理したらかかるかというようなことは検討されてるんですか。

~~~~~  
委員長（渡） 藤森部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） まず、学校で水泳というのをやめるのかどうかですけれども、基本的には中学校で、先ほど申しましたように体育の時間で水泳というのは必修になっております。できましたら一定の期限が来れば教育委員会としては復活をさせるというのが基本であるというふうに思っております。

それから、町民プールとして例えば歩行とかというのに使うという場合に、どんな施設であるべきなのかということもきっとあると思います。プールの深さ等も問題があるかもわかりませんし、そのようなことも慎重に検討するということがあると考えます。

以上でございます。

委員長（渡） 佛圓委員。

14番（佛圓） 慎重に検討するというて、もう四、五年、さっきの話で4年ぐらい使わない、東中学校の場合は4年以上でしょう。それなのにずっとほうっとっても慎重に、慎重に言うたんじゃあ、前へ進まんように、プールが要らんということ、もう何年も東中学校、両方、中学校中に1回もプールに入ったことがない子が何人もおるわけですよ。そこらは今からこれからもその状態で行くんですかね。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） 先ほど申しましたように、教育委員会としては水泳というのが必修であることから、プールのほうは、今耐震補強という形で非常に毎年多額のお金を出していただいておりますので、優先順位を下げるといってお待ちしているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（渡） 佛圓委員。

14番（佛圓） じゃあ、ろ過機がどれぐらいかかるかというのは検討してみたん。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） 正確な見積もりというのは、実際にものを見てもらって修繕をというまで行ってませんのでわかりませんが、一般的に言われるのは、1,000万円程度はかかるんじゃないかという話を聞きました。

以上でございます。

委員長（渡） 佛圓委員。

14番（佛圓） これは片方の、両方の中学校をあわせて1,000万円のろ過機の修理代が要るということですか。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） 両方でそれぐらい、片方が500万円ぐらいじゃなかろうかという、これは非常に概算の概算という程度ではございますけれども、お話を聞いております。

委員長（渡） 佛圓委員。

14番（佛圓） じゃあ来年予算の中に1,000万円ほど予算を計上して、直そうという気持ちはお持ちなんですか。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） 現時点では、実は東中プールというのはそのほかにも使えないという状況がございますし、過去の経緯、不幸な事故もあったということで、なかなか使われるという環境にない。それから、女子は水泳等を大変嫌うという現実もあるようです。ですから、このあたりのところも含めて検討をしなければならないと思っております。

委員長（渡） 佛圓委員。

14番（佛圓） じゃあ、結局は東中のプールは使わない方向のほうが今の話からしたら強いんですね。消防水利でも要らないんでしょう、あそこは。周りに池があるということだから、要らないというふうにも聞いておるし、ならばいっそのこと壊して、借地料を軽減するためにも壊したほうがいいんじゃないんですか。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） 東中の場合もですけれども、水をためておるとい状態ですので、消防水利として使っているという状況です。

そして、学校での水泳の授業ですけれども、なかなか簡単に予算をやっていくというのでは、優先順位は低いとまでは申しませんが、少し後になるのではなからうかなというふうに思っております。

~~~~~

委員長（渡） 尺田委員。

~~~~~

13番（尺田） ちょっと聞いてみるんじゃがね、いい。あんたみたいに偉い者は、わしが言わんでもよからうが、必須授業、科目が必須じゃったら、この必須を落としたり卒業できないんだよね、普通。必須科目の授業を落としたり卒業できないというのが相場なんだよね、これ。必須、必須と言いながら、じゃあそれを黙って見過ごしちよったら、例えば書写教育の授業がだんだんだんだんなくなっていったのと同じことを教育委員会がするのかね。

~~~~~

委員長（渡） 藤森部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 体育の時間の中で水泳というのは必修です。ただしプールが使えない、またはプールがない場合、そういうような場合に体育の授業の中で水泳の授業は行えます、それでも。それは例えば泳ぐ練習というのを実技としてやる、そういうような形でからいう対応がとれれば、必ずしもプールの中に入って泳ぐということはなくともよいという考え方があります。

以上です。

~~~~~

委員長（渡） 尺田委員。

~~~~~

13番（尺田） 授業の中の一つとして必修というんでしょう。川の中で泳いだり、池の中で泳がれてはおかしい。どこでじゃあ実技を練習するのか。

~~~~~

委員長（渡） 教育長。

教育長（林） 済みません、義務教育の場合は必修というのが、高等学校の場合は単位制ですので、その単位をとらないと卒業できないというようになっていますが、義務教育の場合は、体育の授業の中の必修と、そしてその実技がなかったもそれにかわるものとしてこういったものを作ってやればオーケーというようなことになっておりますので、それで単位がとれないということではなりませんので、御理解ください。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） これ例えの話で、単位がとれるとかとれないとか言うんじゃない、あんなしらが今必修だというから、必修の授業、環境を整えるべきだという。いわゆる耐震だ、へったくれだと言うばかりじゃない。

それはなぜ言うかいうたら、あんなしらがここへ初め言うたように、去年もことしも5,200万円の不用額を出してるんだから、それを流用することもできるし、予算化することもできるじゃない。ただ、あんなしらがやる気があるかないか、子供に水泳を教える気持ちがあるかないかだけじゃないのか、それは。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） なかなか見積もり等で予測が十分できない場合もあって、お金が残るということも一つございますが、ただ、例えば熊野町の今の学校教育関係の残額の中には、前年度の予算で補正をかけて事業をやると。そしてそれが翌年度に繰り越されて実際の支出がなされるというケースがございます。この場合には繰り越されたお金、余ったお金は使うという形にできません。また、補正をかけて減額にするということも基本的にはできませんので、そういう形で教育委員会の予算が残っているというケースがあると思います。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） それぐらいわかっちゃるんじゃない、はっきり言うて。だから新年度の予

算に事業の中へ組み入れりゃいいというんよ。今すぐやれというんじゃない。来年の事業として、新しい予算の中でそれを考えてみるということをやらないの。要らんことばかり言うてから。どうする、それは。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） 先ほども申しましたように、一つは授業時間数も少ないということ、そして実際に泳ぐということが必修ではありますけれどもほかの代替できるということで、優先順位を下げていう状態で、ほかの耐震とかのほうを先にやっているという状態でありますので、来年度、どういうふうになるかというのはまだ明言はできませんけれども、現状ではそういう状況であるということでございます。

委員長（渡） 尺田委員。

13番（尺田） 言葉を言うても、納得させるだけの言葉を持ってきてくれないと、いつまでたっても納得しやしないわな。きのうも言うたように、あんたしらの片川さんの質問に対して、誰がいいのか、悪いのかと、子供だけに責任をやったじゃない、あんたしらの発言は。自分、教育委員会が主体になってから守ってやらなきゃいけないし、そして学校の現場をも指導していかなきゃならないのに、悪者にしたのは、子供だけ悪者にしたじゃない、あんたしら3人は、答弁して。それを同じことを今言ってるんだよ。そう思わないか。こんなことは2回も3回も言いたくないけど、言葉を多くして説得するあんたしらの熱意がないもの、わしらに。だからみんな笑うんだよ。

町長ね、来年度の事業の中に組み入れてやってもらえないかな。

委員長（渡） 町長。

町長（三村） 教育委員会は教育委員会が所管するんですけど、予算も絡むんで。27年度までの耐震が大体今年度が山なんですけど、最終年度に中学校の工作室の建てかえも考えております。スクラップアンドビルドで。ことしが25年度ですから、今の御意見、佛圓委員の御意見、そこまでの私は認識を持っておりませんでしたけど、そういった意味

で耐震のめどがつきましたら、プールをどうするか。恐らくろ過機だけじゃなくて、もう全面改修せないけんのじゃないかと思う、状態から見て。それらを含めたら、恐らくろ過機だけで1,000万円ですが、改修費も含めると5,000万円から1億の間、2校でかかると思います。27年度の耐震のめどがつきましたら、検討させてもらおうと。それは執行部として検討するというをここの場で申し上げておきたいとします。

委員長（渡） 片川委員。

2番（片川） そりゃ耐震がふって沸いたけえ、子供が受ける権利を剥奪してるということですか。藤森部長のさっきの言動が非常にひっかかるんですが、必須科目でありつつ受けさせない。女生徒が嫌がるからさせない。このような言動はどうかと思いますけどね。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） 女生徒が嫌がるからやらせないというつもりではございませんでした。そういうふうに。

委員長（渡） 片川委員。

2番（片川） 過去に嫌な経緯もあったということも言われましたよね、東の中では。子供らが嫌がったらさせんのですか。よその学校、よその町村で受けとる子供らが、当たり前しごく受けとる権利を、熊野の子から剥奪してるんですか。

委員長（渡） 藤森部長。

教育部長（藤森） まず、先ほど女子が嫌がるからやらせないというふうに聞こえたら申しわけございません。ただ、必ずしもどうしてもやっ払いこうという需要が必ずしも優先順位が高くないというつもりで言わせていただいたんで、その辺は言葉が足らなかったということでおわび申し上げます。

それから、子供たちの権利という、もちろん授業、勉強をしたりする権利は当然あるわけですが、いろいろな中で、これは大人の事情ではありますが、その中で代替の手段があるという状況の中では可能ではないかということで選ばせていただいたということです。

以上でございます。

~~~~~

委員長（渡） 藤本委員。

~~~~~

7番（藤本） 藤森部長がおっしゃった言葉じりを捉えて言うわけじゃないんですが、やはりもっと誠意のある答え方をしていただかんと、子供だましみたいに、畳の上でできる授業だからそれはそれでいい。じゃあ、畳の上でできるんなら、要らないじゃないかと皆さん思われたはずですよ。

だから、そういう誠意のない形で、その場、その場、それこそ行き当たりばったりじゃないけど、そんな答えはやっぱりやめるべきでしょう、この場では。やはりみんなが納得できる回答を出していただかないと、しょうもない、しょうもないこともないかもわかりませんが、プールの4時間か5時間の授業のことでなぜ我々がここまで紛糾せねばいけんかという、笑い声も出てくる。これはやっぱり、町長みたいなお答えをいただけるわけじゃないかと思いますが、ああいうお答えをいただければもっと早くこの場がおさまったかと思うんですよ。

やっぱり今後も含めて、もっと誠意のある、我々が納得できるような、二枚舌でない説明をしていただければ、会議はスムーズに流れるかと思います。これは今のことに関連して、全てにおいてそういう形でお考えいただきたいと思います。

以上です。

~~~~~

委員長（渡） いいですか。

南田委員、発言を許します。

~~~~~

・・（・・） 南田委員、指名がありましたよ、委員長から。

~~~~~

15番（南田） お願いします。余り長うしても悪いし、短うても悪いようだし。

まず、余談は省いて、一番終わりのほうからぱっと行くけえの、そのかわり町のほうも約束ができんのならできん、どういうわけできんというような答弁をしてもらやそれでいいですけえ、まず第一に私が聞きたいのは受迫の関係で、わかりますか、受迫の関係で、無主地じゃ言うんで、第三者へ賃借料を出して借っておられる土地があるが、はっきり言いますと籠池ですよ、籠池受迫です。これが私が今言うのは、今までにいろいろ問題は出てきたんじゃが、まずここで言いますけえね。次の町の賃借権について話すと、町が何かの間違いで真意と違う契約をしてしまったときは、これは錯誤といい、法律行為の重要な内容になっているときは、その意思表示は無効になると。このことについてお伺いする。これははっきり籠池谷と申します、・・・籠池の何じゃいうてね。

それからいろいろ私が見た結果、今言うように、いろんな結果が出てくるが、その間に意思表示が無効になったときには、間違いであったときにはこれは無効になるということが、決められたもので必ずなるとはなっちょらんのですけえ。

私がお伺いするのは、今までの調査は受迫じゃなしに、籠池、今の受迫が33筆あるうちで、今問題になっちょるのは1筆だけですよ。籠池だけ、1筆だけ問題になっちょる。1筆問題になっておるんですが、その1筆が私がこれは今所有権がどことかこことかいう問題でなしに、これは初めからそういう問題にあったんです。

というのは太政官・・・からのずっと書類をわしが引き出して見ておりますが、明治何年にどういうことが、何年にどういうことがあるのを書いておりますが、一応途中はやるようなあったんじゃが、途中で今言うたように重要な事項ができたときには変更することができる、無効になることがあると。

結局、これは町の解釈間違いで、無主地いうたら、今の昔の熊野町のため池から道路でまた明治31年の民法が出んまでにあった法律、これが太政官布告。新法の・・・ずっとあるんじゃ。その間をずっと調べていっても、今の133筆の無主地はこれはどこのもんでもない、熊野町のもんじゃいうことがはっきり出たんです。私が。そりゃ・・・。その問題を、わしがここではっきり言うときます、やかましゅういうふうに思われるんじゃが、わしがもます考えはさらにありません。そうじゃが法律どおりにやってもらいたいんです。

そうじゃけえ、話し合いして、またここで議会・・・、誰が正しいか見て、みんなの意見を言うて。それをわしが言うんですがね、皆さんはどこまで考えているかしらん、1筆については昭和45年から賃借料を出しちょるんです、バレーボールの分は。そ

りゃ2千何坪あるんじゃがね。今40年ほどになるんです。どれだけ金が行きよるか。どっちが、わしが言うのが間違うとるか、町が言うのが間違うちよるか。間違い、間違いいうんじゃわからん。

私は1カ月前に海田警察が調べに来て、どうして話をつけんのかと言うけえ、どうしていうて、ここで・・・よう言わあが、そこまで言わあでも・・・。また話・・・話じゃけえ。南田さん、あんたどういうんか言うけえ、わしは告発せいいうけえ、告発せん言うたんじゃ。じゃあ、どうするんか言うけえ、警察にねごうて出るんじゃ。どう違うんか言うけえ、わしはねごう思うてねがうんじゃなあんじゃ、そりゃあんたしらがやらん言いんさるけえ、言うて出るだけで、ねがうんじゃあなあ、相談といや相談じゃけえ。いうたら、告発せにゃ、わしは初め勧告する言うたら、勧告する・・・、告発せにゃ言いんさるけえ、告発はせん言うた。わしは行政訴訟は4年ほどやったんです。熊野町でやったんじゃけ皆さんも知っちょられるはずですよ。やって一つも利益はなあんです。というのが、裁判で勝ったけえいうとここで・・・くれるんじゃなし。負けりゃあ損害賠償を取られ、みんなの何を取られ。それなら行政訴訟をする者はおらんけえ、せえけえわしはせんじゃ言うたら、どうしたらええの言うたら、そりゃ勧奨じゃなしに、勧告しんさいや言うけえ、勧奨と勧告はどう違うんか言うたら、勧告の場合は調査して何するんじゃ、どうせ調査してやっても検事局・・・勧奨がわしは・・・わからんけえじゃが。直接検察へ行け言うんです。・・・調べてくれんさいや、けんかして何をしよういうんじゃないんじゃ言うても、そこまでするいうても言いんさるけえ、どうしてもできんの言や、できんとも言われんのじゃ言いんさるけえ、わしは問うた・・・。

例を言うが、ここでわしが、ここにおるところで、あんたら・・・人がけんかを・・・。ちょうど・・・さっと切るう思いんさったら、警察がおったと。勧奨・・・告発せにゃ、受けはあんたしら受けんさらんのか言うたら、何・・・。わしが相談に来ちょんじゃけえ、相談してくれいうんです。そこまで今行っちょるんですが。

わしがええ、悪いじゃなしに、私は私が言うたことには、そりゃ法律・・・全部責任を負います、わしが言うたことに、間違いはあるかもわからんが、わしが責任持ちます。町長が今言うように、どうして確実に相手の、籠池のものかいうことを出し・・・、わしがそれを・・・法律上に文章が書いておるんで出しちょるんじゃけえ。ただ、町長があれば違うとかこれは違うとか。

問題は、難しくなったのは、25年前の話は今言うんですけえの。それを調べよった

ら、今度45年の前のがまだ何もせずにどんどんどんどん払うていきよるんです。わしが言うのはそこですよ。間違いやったらと手続・・・には、一つ言や、一つはあれはわし  
ら、前は文教が・・・、議会在が工事しよったんじゃ、あのころは文教委員会いうんがあ  
って、文教委員がそうじゃない人もあるんですが、文教委員いうのが主体に仕事をしよ  
ったんです。それが文教委員が解散になって、ないなって、完全に町の行政に戻っちょ  
るんで、それはいつでもいいですよ。

そうして町の所有がわかっておる、証拠を出せ言うたら出しもするんですけえ。まず  
それに入るまでもう一つ聞きます、・・・・あんたしらは何じゃけえ。そりゃほん  
まですよ。うそは大事じゃけえ。そりゃどうか言うて、あなたたちが議会在が出されたん  
じゃけえ、・・・される思うんですよ。議会在・・・この土地は町のもんじゃ、町のも  
んでもなあ、国のもんでもなあ、無主地かいうものの管理とかいうこと。

わしが町長さんに問うんですが、無主地とか、町のものである、管理であるかいうよ  
うな、人格というものはどこから出てちよるんですか。町長は余り・・・、私らが物を  
言うて・・・、総務課長でも問いますが、聞いてください。人格はどういうものをもっ  
て人格として取り扱っておられるか。人格はどのようなものを人格で取り扱うんですか。  
町長はどう。だれでもええです。職員でも・・・。

~~~~~  
委員長（渡） 岩田次長。

~~~~~  
15番（南田） 責任を・・・言うたものは全部責任を負うてもらうぞ。

~~~~~  
委員長（渡） 岩田次長。

~~~~~  
15番（南田） そりゃ言いにくいならわしが・・・、人格いうものは生まれながら  
にして。

~~~~~  
・・・（・・・） 待ってください、答弁するんじゃけえ。

~~~~~  
15番（南田） 何・・・、しやせんやろう、したら・・・。わしが極端に言うたら、  
もます気はなあんですよ。みんながして。

委員長（渡） 岩田次長。

総務部次長（岩田） 民法上に書いてあるのは、人、それから個人のことを言って、それが法律行為をなす行為をできる、そういう権利を持っているものを人格というふうに言うというふうに書いてあるように認識はしております。

以上でございます。

15番（南田） 町長、そのとおりにやっちょられますか。

委員長（渡） 町長。

町長（三村） 今総務部次長が言ったとおりだと思います。

15番（南田） それがやっておられるか、やっておられんか、それが問題じゃけえね。  
・・・同士じゃなあけ、議会にそろえて・・・、県議会なんか皆あるじゃあなあ。問うものも、何するものも。

そりゃええんじゃがね。こうまあこうまあ、わしぐらいに言うたら聞こえようが。わしが聞こえんけえ、わしが大きい声をするけえ、わしが言うのが聞こえん・・・。見さえすりゃ、わしもまだ大きい声が・・・えっとあるんじゃけえ。まだ大きい声を・・・、わしが大きい声をするとう聞こえんようになるんけえね。

要は、人格いうものは生まれながらにしてこれを持つものが人格ですよ。・・・人間が生まれて・・・人格はないんですよ。法人は別ですよ。それが今の籠池・・・町が借っちゃう土地は生まれながらにあそこの所有者の人のもんですか。まずもとから入るんです。そがに長う言うつもりはなあ。それで町はこうじゃいうことをはっきり言うてもらや、次の手続はとってあるんじゃけえ・・・。町の確実な言葉がもらえんけえ。

今ここで皆さんへ言うときですがね。みんなが話し合うて、そがな問題ならいつから誰がどこで払うて、どれだけ金が動いて、・・・そのまま昭和45年から所有者じゃなあものの土地が、何遍所有者を出せいうても出しゃせまあがな、いまだ出したことはなあ。わしは何十遍いうて言うてる。そして銭だけは払うていきよる。その銭は誰の銭で



・・・(・・・) 前から言いよることじゃの、所有権のことは。

~~~~~

・・・(・・・) 受迫の所有権のことじゃろう。

~~~~~

・・・(・・・) 受迫のことじゃろう。所有権、受迫の所有権のことじゃろう。

~~~~~

・・・(・・・) 受迫の所有権は誰かという。

~~~~~

・・・(・・・) 誰かいうて言いよるんじゃけ。前から言いよる。

~~~~~

15番(南田) ・・・・・・。それまでに言うたことも、横領じゃろうまで言うちよるよ、わしは。どうでもこうでも、相手にしんさんのじゃけえ。

~~~~~

委員長(渡) 副町長。

~~~~~

副町長(立花) 町としては、籠池受迫を教育財産としてお借りしておるといのは、適正な事務をやっておると考えております。

以上です。

~~~~~

・・・(・・・) 適正な受迫として借りてるというのが、適切だと言うとる。

~~~~~

15番(南田) 証拠を出してください、特別じゃろういう、賃借の・・・・。

~~~~~

・・・(・・・) 適切だと、ちゃんと借りとるいうて。

~~~~~

15番(南田) 正規の手続で借ちよる言われるんじゃけえ。調査を間違い・・・・。みんなの前じゃけえ、男じゃけえ、知らなんだと・・・・。

~~~~~

・・・(・・・) 副町長が答えられましたよ。

~~~~~

・・・(・・・) 副町長が答えたんよ。

15番(南田) 適切に借っちょる言うんじゃろう。わしは適切でなあんじゃけえ、法的に証拠を出せ言う。

・・・(・・・) ・・・進めてください。ずりずりずりずり、どっちも勝手に物を言うて、答えんほうも答えんほうじゃし、言いたいほうも言いたい放題だし。委員会じゃろうけえ、意見を述べさせて、ちゃんと進めてもらえませんか、進行を。

15番(南田) ・・・ええにせにゃ、わしはねがうんじゃ、はっきり言うんじゃけえ。

・・・(・・・) ・・・わからんわ、委員長がおりんさるんじゃけえ、委員長が・・・。

15番(南田) 町長が間違いないいうて言いんさるんじゃけえ、それがはっきりすりゃそれをするんじゃけえ。

・・・(・・・) 答えさすなら・・・進行して・・・。

委員長(渡) ですから、私といたしましたら、質問はどういう質問でしょうかとお願いしてるわけです。

・・・(・・・) それを答えちゃったんじゃろう。

委員長(渡) それを答えられたんです。

・・・(・・・) 答えられたんじゃろう。そこをええがに言うてあげてください。

委員長(渡) 適切に、ですから副町長が言われるのは、適切に対応しておりますと。

15番(南田) 適切にしよる言いんさるんなら、きょうここへ、きょうで23年になるんじゃけえの、前からこれは・・・所有はないんです、ああ言い、こう言い、ああ言い、こう言い、今に・・・。その前の昭和40年からの分からすりゃ、両方で大方1億余りになるんです、金が。皆さんは分限者じゃろうけ、少々、わしは無駄な話はしとうないんじゃ。それだけはつきり、みんなの前で、町長ここじゃと、所有権は間違いないと。町長は二股かけちょんじゃけえの。町の所有ではない、初めは町民の所有じゃ言うたが、町民じゃあなあ、何やらいう人の所有じゃ言うけえの。

委員長(渡) 済みません、執行部は何か答えることがありますか。

15番(南田) そりゃ何ぼじゃけえじゃ、町長じゃけえいうて、二股の・・・。

委員長(渡) 町長。

町長(三村) 本会議でお答えを申し上げてるんですが、所有権は町にはございません。この登記名義を、受迫の登記名義を変えるにはもう裁判しかないと思っております。

私は刑事責任を問われるのが不細工とか、何とか申されませんが、そのような刑事責任を負うような覚えは全くありませんし、それは警察に告訴なり、告発手続をとられても、それは甘んじてお受けします。以上が答えでございます。

委員長(渡) もう回答されましたから。

以上で終わりたいと思います。

委員長(渡) これより委員会審査のまとめといたしまして、報告書を作成いたします。

報告書作成に当たり、特に意見等がありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(渡) 特に意見がないようですので、認定第1号、平成24年度熊野町各会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することとする報告書を作成したいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（渡） それでは、そのように報告書を作成いたします。

続いて、認定第2号、平成24年度熊野町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定することとする報告書を作成したいと思います
が、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（渡） それでは、これより報告書を作成いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時44分）

（再開 15時46分）

委員長（渡） それでは、平成25年9月13日。

熊野町議会議長 馬上勝登様

決算特別委員会委員長 渡 紘八

平成24年度熊野町決算特別委員会審査報告書（案）

本委員会は、平成25年第4回熊野町議会定例会において、付託された認定第1号、平成24年度熊野町各会計歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。また、認定第2号、平成24年度熊野町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、慎重に審査した結果、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

ただいまの報告書について、採決を行います。

お諮りします。ただいまの報告書を本会議に報告することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（渡） 異議なしと認めます。よって、ただいまの報告書を本会議に報告することに決定しました。

皆さん御協力ありがとうございました。

本会議再開は4時といたします。15分の時間をお願いいたします。

（閉会 15時47分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

決算特別委員会委員長

副委員長